

島根県民文化祭共催事業取扱要領

1 趣旨

島根県民文化祭を多くの県民の自発的な参加による総合的な文化祭として開催し、県内の芸術文化活動の活発化を図るため、共催事業を実施することとする。

2 実施団体

(1) 分野別文化団体

音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文芸、生活文化等の各分野別の活動を県内で広域的に統括する団体

(2) 市町村文化協会

各分野別の団体及び個人が参画し、組織する市町村単位の総合的文化団体。

(3) 3の(3)で掲げる事業を実施する団体及び個人

3 事業

(1) 分野別文化団体事業

分野別文化団体が実施する公演・発表等で、その分野別文化団体に属する団体が原則として複数で行うもののうち、新たな試みであるもの又は記念・周年的なものであって、広く県民の参加が期待できるもの、その他島根県民文化祭にふさわしい特徴的なもの。

(2) 市町村文化協会事業

市町村文化協会又はその協会に属する会員が実施する公演・発表等のうち、広域的なもの、新たな試みであるもの又は記念・周年的なものであって、広く県民の参加が期待できるもの、その他島根県民文化祭にふさわしい特徴的なもの。

(3) 神々の国しまね文化事業

3の(1)及び(2)に該当する事業以外で、「神々の国しまね～古事記1300年～」にふさわしい芸術文化事業^(※)であって、広く県民の参加が期待できるもの。

(※) 古事記や日本書紀、万葉集などの上代文学や神話に関連したテーマで、「島根」の魅力を伝えるもの

4 募集・選考・広報

(1) 募集

共催事業への参加を希望する団体等は、島根県文化団体連合会に対して別紙様式により申請する。ただし、3の(1)及び(2)の場合は、島根県文化団体連合会会員に限る。

(2) 選考

選考要件は、以下の全てに該当することとする。

- (a) 3の(1)から(3)に掲げる事業の内容に該当すること。
- (b) 公演・発表等が、一般に公開され、入場者等に制限が設けられていないこと。
- (c) 公演・発表等が、政治的・宗教的・思想的目的を有しないこと。
- (d) 公演・発表等が、営利を主たる目的としていないこと。
- (e) 公演・発表等の実施にあたり、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。
- (f) 公演・発表等の内容が、公序良俗に反しないものであること。
- (g) その他、公演・発表等の内容が県民文化祭の趣旨に沿うものであること。

(3) 広報

(2)により選考された公演・発表等については、共催事業として広報活動を積極的に行う。

附 則

この要領は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月3日から施行する。

但し、3の(3)神々の国しまね文化事業に関する取扱いについては、平成25年度申請までの適用とする。